津市人権教育広報
あけぼの

第28号
令和２年２月16日発行
教委人権教育課
229-3253　FAX 229-3017

全ての人にとって生きやすい社会をつくるために
～ハンセン病問題を通して～

皆さんは映画「もののけ姫」の中に、ハンセン病患者が描かれているのをご存知ですか。「もののけ姫」など数々のアニメ作品の監督として世界中に知られる宮崎駿さんは、ハンセン病に対する偏見や差別について、私たちに問い続けてきた一人です。宮崎監督は、国立ハンセン病療養所を訪れて回復者から思いを聞いたり、納骨堂に立ち寄ったりすることを重ねる中で、ここで生きようとした人々のことを描かなければならないと思ったと語っています。

ハンセン病に対する社会の無知や誤解、無関心、また、根拠のない恐れから、これまで多くの回復者やその家族までもが、ハンセン病に対する偏見に苦しんできました。残念ながら、その苦しみが今もなお続いていることは、平成20年に制定され、昨年11月22日に一部改正された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」からも明らかです。

今回の「あけぼの」では、ハンセン病回復者や家族に対する差別や偏見がなぜ生まれ、なぜ今日まで残ってきてしまったのか、その事実を知り、その事実から学び、今の社会、そしてこれからの社会を構成していく私たち一人一人が、全ての人にとって生きやすい社会をつくるために、どのように生きるのかを考えるきっかけにしたいと思います。

人権コラム　ハンセン病に対する差別や偏見をなくしていくために

ハンセン病は、らい菌に感染して起こる病気で、かつては、らい病と呼ばれていました。らい菌は感染力が弱く、現在の日本のような生活環境ではほとんど発病することがないことや、現代では治療法も確立され、完治する病気であることが、厚生労働省のパンフレットにも明記されています。

しかし、これまでハンセン病は不治の病や恐ろしい伝染病のように見なされ、政府によるハンセン病患者への隔離政策は、明治40年の「癩（らい）予防に関する件」の制定に始まり、平成８年に「らい予防法」が廃止されるまで90年近くも続きました。また、昭和23年に制定された「(旧)優生保護法※」による断種政策も平成８年まで続きました。

こうした政策によって、ハンセン病元患者・回復者の皆さんは、大切な家族と引き裂かれ、結婚しても子どもを産むことが許されず、故郷に帰るのもままならなかったのです。ハンセン病になったというだけで、人が人として生きる権利を奪われたこれらの事実を皆さんはどのように受け止めますか。

これらの事実の背景には、ハンセン病に対して、ただ単に理解不足であっただけでなく、長年にわたる隔離政策によって、私たちの中にハンセン病に対する誤った認識が定着してしまっていたことや、自分には関係ないといった意識があるのではないでしょうか。

平成29年８月に津市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」によると、「ハンセン病元患者に対する偏見や差別は、今でも残っているか」という問いに、「そう思う(13.8％)」「どちらかといえばそう思う(23.9％)」を合わせると約４割の人がハンセン病元患者への差別意識が残っていると感じています。

私たちは、二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、ハンセン病元患者・回復者、そして、その家族の皆さんが受けてきた筆舌に尽くしがたい苦しみを理解し、そこから学ぶことで、社会にある差別や偏見をなくしていかなければなりません。

※特定の疾病や障がいを理由に、優生思想の下、不良な子孫の出生を防止するという目的で、優生手術(不妊手術)や人工妊娠中絶が行われました。平成８年に、母体保護法に法律名が改正され、優生思想に基づく規定が削除されました。(引用先：厚生労働省ホームページなど)